

第十九回国会  
衆議院

運輸委員会議録第二十六号

(五四五)

昭和二十九年三月二十三日(火曜日)

午後一時四十二分開議

出席委員

委員長 關内 正一君

理事 鈴木 仙八君

理事 松井 豊吉君

理事 山口丈太郎君

理事 竹谷源太郎君

天野 公義君

徳安 實藏君

白井 莊君

橋 兼次郎君

中居英太郎君

運輸大臣

石井光次郎君

黒田 靜夫君

運輸事務官

（港湾局長）

運輸事務官

（新幹局長）

荒木茂久二君

出席國務大臣

正木 清君

専門員 岩村 勝君

専門員 堀 正威君

三月二十日  
港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)(予)

同日  
セトセ部落地内鉄道用地牧野払下げに関する請願(椎熊三郎君紹介)(第三六九三号)

戦傷病者に国鉄無賃乗車復活に関する請願(今村忠助君紹介)(第三六九四号)

同(池田清志君紹介)(第三六九五号)国鉄閻門トンネル通過による貨物運賃加算率廃止に関する請願(吉武恵

の審査を本委員会に付託された。

市君外二名紹介)(第三七六六号)

の審査を本委員会に付託された。

の審査を本委員会に付託された。

の審査を本委員会に付託された。

の審査を本委員会に付託された。

の審査を本委員会に付託された。

の審査を本委員会に付託された。

の審査を本委員会に付託された。

同月十九日

自動車賠償保障制度実施促進等に関する陳情書(大分市大分県自動車組合)

連合会会長紀伊進(第三二一八号)

紀勢線全通工事促進に関する陳情書(新宮市議会議長林雄三)(第三二一九号)

四国循環鉄道の建設促進に関する陳情書(高知県議会議長横山徳郎)(第三二二〇号)

鹿児島県下の国鉄新線の建設費確保に関する陳情書(鹿児島県市議会議長新川近義)(第三二二一号)

木造船事業の保護育成に関する陳情書(広島県沼隈郡千年村常石造船株式会社取締役社長神原勝太郎)(第三二二二号)

西日本と東京をつなぐ国鉄特別急行列車の運行に関する陳情書(広島県知事大原博夫外三十三名)(第三二二三号)

国鉄貨車の緊急増備に関する陳情書(熊本市人社団法人鉄道貨物協会熊本支部長大久保弘治)(第三二八一号)

本日の会議に付した事件

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一〇二号)

航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三号)

港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

本委員会に送付された。

閣提出一〇七号)(予)

運輸行政に関する件

○關内委員長 これより開会いたしました。

項第一号から第十一号までに改めます。

港湾法の一部を改正する法律案を議題とし、まず政府より提案理由の説明を求めます。石井運輸大臣。

港湾法の一一部を改正する法律案

港湾法の一部を改正する法律案

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のよう改正す

る。

第二条第五項中「左に掲げる施設」を「第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用に必要な第十二号及び第十三号に掲げる施設」に改める。

第二条第五項第六号中「軌道走行式荷役機械」の下に「荷さばき地」を加える。

第二条第五項第九号中「給灰施設」の下に「港湾役務提供用船舶を除く。」を加え、同項第十号を第十一号とし、同項第九号の次に次の二号を加える。

港湾区域内外に臨港地区内における水面の埋立、盛土、整地等による土地の造成又は整備を行うこと。

港湾区域内又は臨港地区内における水面の埋立、盛土、整地等による土地の造成又は整備を行

ること。

第十二条第一項第四号の次に次の二号を加える。

四の二 水域施設の使用に関する規定

要な規制を行うこと。

第十二条第四項の次に次の二項を加える。

第三十五条第二項の次に次の二項を加える。

第三十五条第二項の次に次の二項を加える。

第三十七条第一項を次のように改める。

港湾区域内において又は港湾区

及び船舶のための給水、給油及び給灰の用に供する船舶

及第十二条の二

港務局は、法令又は当該港務局を組織する地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規程を定めることができます。

港務局の一部を改正する法律案を議題とし、まず政府より提案理由の説明を求めます。石井運輸大臣。

港湾法の一一部を改正する法律案

港湾法の一部を改正する法律案

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のよう改めます。

港務局の解散は、第四条第十四項各号の区分により、運輸大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(規程)

港務局は、法令又は

当該港務局を組織する地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規程を定めることができます。

港務局は、運輸大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

域に隣接する地域であつて港湾管理者の長が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の長の許可を受けなければならぬ。但し、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

一 港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下本条中同じ。）又は公共空地の占用

二 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取

三 水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水き、又は排水き、よの建設又は改良（第一号の占用を伴うものを除く。）

四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は管理に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為

第三十七条第二項中「建設若しくは工事、占用又は採取」を「行為」に、「許可をしてはならない。」を「許可をしてはならず、また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について同項第一号の水域の占用又は同項第四号の行為の許可をしてはならない。」に改める。

第三十七条第三項中「又は日本電信電話公社」を「、日本電信電話公社又は地方公共団体」に、「建設若しくは工事、占用又は採取」を「行為」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 港湾管理者の長は、港湾区域内の水域又は公共空地に係る第一項第一号又は第二号の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。但し、前項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。

第三十七条第五項中「前項の水域占用料又は土砂採取料」を「第四項の占用料、土砂採取料又は前項の過怠金」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 港湾管理者の長は、規則又は港務局の委員会の委員長の定めるところにより、偽偽その他不正の行為により、前項の占用料又は土砂採取料の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

第三十七条の二を第三十七条の三とし、同条に見出しとして「(許可の取消等)」を加え、同条中「前条」を「第三十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 港湾管理者の長は、第三十七条第一項の許可を受けなければならぬ行為を許可を受けないした者に対し、その設置した施設の改築、移転若しくは撤去又は原状の回復を命ずることができる。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(港湾隣接地域)

第三十七条の二 前条第一項の規定による港湾隣接地域の指定は、港湾区域外百メートル以内の地域内のみについて、当該港湾区域及び

2 港湾管理者の長は、港湾隣接地域を指定しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び指定しようとする地域を公告して、公聴会を開き、当該地域に利害関係を有する者にその指定に関する意見を述べる機会を与えるなければならぬ。港湾隣接地域を変更しようとするときも同様である。

3 港湾管理者の長は、港湾隣接地域の指定をしたときは、その旨を運輸大臣に報告しなければならない。

第四十条第一項中「建設してはならない」を「建設してはならず、また、建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して当該条例で定める構築物としてはならない。」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の地方公共団体は、条例で、同項の規定に違反した者に対する罰金を科する旨の規定を設けることができる。

第四十条の次に次の二条を加える。

(違反構築物に対する措置)

2 港湾管理者の長は、前項の命令をしようとするときは、その命令に係る者に対し、あらかじめ期日、場所及び命令をしようとする事項を通じて、聽聞をしなければならない。

3 聽聞に際しては、当該命令に係る者その他の利害関係人に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならぬ。

4 第四十一条第一項中「前条」を第四十条第一項に改め、同条第二項を次のように改める。

5 前条第二項及び第三項の規定は、港湾管理者の長が前項の命令をしようとする場合に準用する。

6 第四十二条第五項中「第十七条第一項」を「第十七条」に改め、同項の次に次の四項を加える。

7 港湾管理者が第一項から第三項までの規定により国との負担金の交付を受けて港湾工事をする場合は、これらの規定に定める工事に要する費用は、政令で定めるところにより、港湾管理者が当該工事のために支出した金額とする。

8 運輸大臣は、第一項から第三項までの規定により國が港湾管理者の行う工事に要する費用を負担する場合において、その負担金に千円未満の端数を生じたときは、政令で定めるところにより、その端数を切り捨てた額又はこれを切り上げて千円とした額を國の負担金とすることができる。

より国の負担金の交付を受けて港湾管理者がした工事が完了した場合において、材料その他の物件が残存するときは、港湾管理は、当該物件を第一項から第三項までの規定によりその工事に要する費用を国が負担することができる他の工事及び政令で定める工事以外の工事に使用してはならない。

9 港湾管理者は、前項の規定に違反して当該物件を使用したとき、又は当該物件を処分したときは、当該物件を運輸省令で定める方法によつて金銭に換算した価額（当該物件を処分した場合において処分金額が当該価額をこえるときは、その処分金額）に第一項から第三項までに規定する国の負担率を乗じた金額を国庫に納付しなければならない。

2 第四十三条に次の二項を加える。

前条第六項、第八項及び第九項の規定は、前項の規定により国の補助金の交付を受けて港湾管理者がした港湾工事の費用及び工事が完了した場合における残存物件の処理に関する準用する。この場合において、同条第六項及び第八項中「第一項から第三項まで」とあるのは「前項」と、同条第九項中「第一項から第三項までに規定する國の負担率」とあるのは「前項の規定により国が補助した率」と読み替えるものとする。

第四十三条の三を次のように改め  
（原因者の負担）

行為により必要を生じた港湾工事の費用については、その必要を生

金額以下の過怠金を徴収すること  
ができる。

徴収金に次いで先取特権を有し、  
その時効については地方税法（昭

と、「第一項から第三項までの相定により國の負担金の交付を受は

日出前及び日没後においては、  
てはならない。

じさせた限度において、その必要を生じさせた者に費用の全部又は一部を負担させることが可能である。

第四十四条の次に次の二条を加え  
る。

和二十五年法律第二百二十六号)  
第十四条の規定を、その取扱いに  
、二二四条第一項第一款第一項第一

て」とあるのは「前項の規定により」と、同条第七項中「国」とさ

4 第一項の職員は、同項の規定により他人の土地に立ち入る場合に

700

3 地方自治法第二百一十七条第三項及び第四項の規定は、前項の条例について準用する。

## 2 前条第一項及び第三項の規定

は、前項の場合に準用する。

に「(次条第一項の入港料を除く。)」を加え、同条第二項中「前

「第一項」に改め 同項中  
「違反すると認めるときは」の下  
に「その施行の日までに」を加

同項を第三項とし、同条第三

項を第四項とし、同条第一項の次

に次の二項を加える。

2 港湾管理者は、水域施設（泊地

卷之二

を除く)以外がく旅誌の利用に

前項の料金を徴収すること

ができない。

第四十四条に次の二項を加える。

港務局は、第十一条の二の規程

の定めることにより、詐偽その

他不正の行為により第一項の料金

の徴収を免かれた者からその徴収を免かれた金額の五倍に相当する

卷之三

第一類第十二号

運輸委員会議録第二十六号 昭和二十九年三月二十三日



す。今度広げられた程度の範囲に広がります。ただそれから離ると、そこをぜひひ通つて来なければならぬような船のルートがありますと、それだけ遠くをまわらなくちゃならぬという問題が起ります。これは漁船等には現実に起ります。これは漁船等には現実に起ります。これは漁船等には現実に起ります。今はまだそこは主として南の方の海でまぐろ漁業はやられているそうでございますから、そ得る問題でございます。今のところは遠まわりをしなくちやならぬといふ問題がいるように承つたのであります。私たちもいたしましてはただいまこれがあそこで実験されて、一般の船の航海並びに航空という問題において、すぐかえなくならぬほどのものではないよう承知いたしております。

○竹谷委員 水素爆弾爆発のときに、京都大学のガイガーメーターががつという音がしたそうです。その後間もなく日本航空株式会社の太平洋航路の飛行機を初め、サンフランシスコやロサンゼルスから飛んで来るペン・アメリカ航空会社の飛行機は、危険なところを飛んで来たと思うのですが、これらについてガイガーメーターの数管のようなもので放射能を含んだ状況を検査したり、その他の措置を講じているかどうか。それをお尋ねしたい。

○石井国務大臣 それについて私はまだ何も報告を受けておりませんので、一パン調べてみたいと思います。

○竹谷委員 これは非常に事務怠慢だと思います。人間の安全のために至急お取調べ願いたいと思います。

○竹谷委員 先般計画造船の問題について私は政

府の所信をただしたのでござりますが、運輸大臣の答弁は曖昧模倣とした抽象論で、至急にやらなければならぬというだけで、その構想の片鱗さえも答弁がなかつたのを非常に残念に思つてゐるのであります。海員組合、造船工業労働組合等と話し合つたそうであり、新聞の伝えるところによれば、小林日本開発銀行総裁とも話し合つてゐるようであります。なお新聞の説明では経済閣僚とも懇談をしているようであります。が、先般の委員会で運輸大臣から、日本経済の立場からどうしても計画造船は継続してやつて行かなくちやならぬという答弁があつたのであります。むろん政府の経済閣僚等とは十分懇談を遂げて、そうした話合いの上に立つて日本経済の全般的な立場から、計画造船問題を遂行しなければならぬといがう意見出て来たものと考えるのであります。が、まだ経済閣僚とも十分懇談がなされていないとすれば、運輸省単独で計画造船はどうしてもやらなければならぬと思つ。これだけでははなはだ政府の施策の決定としては不満足なのであります。この計画造船に関する今の点に関しては、政府がどこまでもやるという経済閣僚全体の懇談の結果であつたかどうか。またこれを遂行する具体的な方策について、その後いかなる構想ができ上つたか、この際御答弁を願いたいのであります。

明かであります。ただこれらを実際どういうふうにやるかという問題につきまして、私どもは昨年の暮れごろにおいてだん／＼考えてみました問題は、まず一方には船舶所有者、いわゆる海運業者、それがら造船所、両方ともであります。運業者だけの統合と申しますが、小くも廣くまた多くの会社が関係して——日本海運業においてはオペレーターの線において、どんな方法かで今まで非常に広くまた多くの会社が海上競争がはげしい状態にある、こういうものをどうしたら直せるかという整理統合の面から、こういうことも考えて話を進めておつたのでございます。十次造船にはそれが前提としてできればたいへんけつこうである。できないならば、できない今までその方向だけでもここで確立しておいて、十次造船にかかりたいというふうに思つておりましたが、不幸にして造船疑惑等いろいろな問題が起りまして、どこもここもしり込み状態になつて、一向に造船についての話等が、船会社、造船所等からも積極的に出て来ない実情でござります。それで先ごろから私どもは何とかして各方面の意見を聞き、今までよりもさらにいい方法で第十次造船にもかかれるようにいたしたいと思つて、船の先輩、また船の持主、それから銀行、造船所、またその造船所の労務者というような人たち、開銀の総裁、また日銀の総裁にもこの際会つて話をしたのであります。こういう人たちの話をいろいろ聞きますと、この前のこときと違う感ずるのは、この前の造船の時分は、ほんと全体が一体となつて船をつくる方に勢いが向いておりましたが、今度はいろ／＼話をしてみま

タ———海運業者の方は、それほど積極的でありません。つくるはつくるとしても、もう少しいろ／＼研究したらというようにはとなく積極的でない。銀行業者について言いますと、昨年の暮れごろと今日とはまた違つております。昨年の暮れごろでは、担保力を少しわかれ／＼の方に増すようにしてくれば、開銀の方から担保力を市銀の方に少しまわすようにしてもらえぬかといふことと、それからもう一つは、市の融資を少し減らしてもらえぬかといふような希望的の申出があつたのであります。先ごろ私どもが会つてみますと、もう二十九年度はいろ／＼なことでなか／＼引締めも強くなりそれだから、金の手持が非常に苦しい、また担保力の面から見ても、なか／＼困難であるし、できればことしは、自分たちの方はひとつかんべんしてもらえるならかんべんしてもらいたいというような空気でござります。そういうふうな状態で今までずっとヒヤリングをやつて来たわけであります。私どもといたしまして言えることは、十次造船はぜひやりたい、そしてその時期をできればなるべく早くしてやらなければ、造船所がもう五月末ごろになりますと、非常にアイドルになるという状態でありますから、なるべく早くしたいというような気持だけは今もかわらないのです。ただそれではどんな方法でやるかというと、それとにらみ合せて、きのう閣僚懇談会に云々といふようなことはいまさらおかしいのぢやないかというお話がありましたが

が、もう来年度の予算を組む去年の秋ごろからの見通しは、二十九年度は今まで通りの造船の方法で、担保力もまだ何とかあるという運輸省の見込みでございます。それで何とかやつて行ける。三十年度になつたならば担保力もほとんどなくなるか、そのときには何か別な方法で造船をやつて行かなくちゃならないのじやないか、造船をやるかやらぬかという問題がありますが、これは私どもが昨年四箇年計画百二十万トンの外航船をふやしたいといふねらいいのことを申し上げました通、これは本年は今度つくつております二十九年度の予算では、どうしても二十万トンを切るという状態でありますから、こうしたことでございます。これを私どもは来年の、三十年度になりますての状態等を考えてやりますと、ここで今度の予算にどうということはございませんが、一日本としてもこの量だけはどうしても最低量としてやりたいということは同じことでございます。これは私どもは来年の、三十年度になりますての状態等をういうふうな形に持つて行くか、そうしてそれに政府はどういう態度で、援助するなら援助する方法はどんな方法が望ましいか、今の利子の補給の問題につきましても、いろいろな声もありますし、一方業者の中にも一部声がありますのであります。が、一番海運業者が打撃を受けておるものほどかと申しますと、為替の三百六十円という比率によつて、これはもう外貨収入が主でありますから、この点で支出は国内でそれよりも割高なものが支出されるとい

うところからみまして、非常に海運が為替の打撃を受けておる、だから特別の補償制度を設けてもらえぬか、そすれば利子補給などは打ち切られても、もちろんその補償も出す度合にによると思うのであります。こういうふうな根本かなくともいいような状態になるので、このいろいろな問題がありますので、こういうものを私はひとつ経済閣僚の間で一べんとくと話し合つて、今度のものが間に合わないでも、この次の見通しについてでもはつきりしたものを持つており、そういう考え方がそこに何か一つ出て参りますれば、これを頭に入れながら、今度の予算の範囲においてどういうふうにやつて行こうという、造船の行き方にも方法が出て来るのではないか、そういうふうなことで、あります。すくと何日か話合いをそういう問題にもいたしてみたいと思つてゐるのでござります。

○荒木政府委員 あのルートはウエー  
キに寄ります会社はずいぶんたくさん  
あるわけでありますから申しますと離れておりますので、  
別に何らのお話を伺つておりません  
し、日本側もまだ調査いたしております  
せん。

それから日本航空株式会社が、政府  
から十億の出資を受けて太平洋航路を  
始めたはずであります。新聞等の報  
道では有料の乗客が少くて、なか／＼  
経理が困難なような報道がなされてお  
るのであります。現在までの国際航  
路に関する日本航空会社の経理の状況  
はどうなつておりますか、お尋ねいた  
します。

○荒木政府委員 これはいろいろの準  
備が遅れましたために、十分なる集客  
ができないでスタートしたわけでござ  
います。二月一ぱいの統計を見ます  
と、こつちから行くのが大体七人程度  
で、向うから来るのが少し多くて十人  
くらいかと思います。それから三月に  
入りましてからは、大体その数が各便  
とも倍に相なつております。御存じの  
ように来月から二割五分ばかり安くな  
つて、四百八十八ドルのツーリスト・  
クラスができまして、座席もふえます  
し、また旅行シーズンでもございます  
ので、来月分につきましては相当満  
便があるようござります。特にナ

ノルル・東京間が非常に多いので、あるいはホノルルを切つても臨時便を出さなければならぬのではないかといふような状況であります。四月、五月ごろとなりますとシーズンでもござりますし、逐次事情もわかつて参りますし、お客様がふえると考えております。しかし航空事業全般といたしまして、各国とも始めた一、二年間は黒字が出るというところには参りかねるわけでありますけれども、極力努力いたしまして、日航としては一番有望な航路であるアメリカ・ルートには早く黒字を出すということに努力をいたしております。次第であります。

るようになつたのでござります。  
改正の第二の点は、港務局の規定を整備したことあります。港務局は、港湾管理の一形態として地方公共団体によつて設立される公法上の法人であります。港務局は、特別地方公共団体に類似した業務を行つるものであります。港務局は、昨年新居浜港において設立され、さらに北九州各地において近々のうちに発足する予定であります。港務局は、その運営を円滑にして港湾管理を実質的に行ひがたい状態になつております。港務局は、その運営を強化し、運営機関を整備することが要望されております。

このたび、その業務につき、港湾の管理、運営、開発という港務局本来の目的を最もよく達成し得るよう、第十二条を改正いたしまして、航路のごとく基本的な施設の使用を規制し、あるいは港湾の発展のため土地を造成することを業務に追加するとともに、第四十五条の二の新設により組織母体の委任を受けて港湾の管理、利用に関する行政事務を行ひ得ることにいたしましたのでござります。

また第三十七条第五項、第四十四条の二、第五十九条等の規定により過疎地金を徴収し得る権限、料金等を扱わぬものから強制徴収し得る権限、代執行等をし得る権限を港務局に与えまして、港湾管理の実を上げ得るようにいたしたのでござります。

このように港務局の権限を強化いたしました反面、第十八条、第二十一条の二、第五十四条の三、第四十五条规定により過疎地金を徴収し得る権限、料金等を扱わぬものから強制徴収し得る権限、代執行等をし得る権限を港務局に与えまして、港湾管理の実を上げ得るようにいたしたのでござります。

改正の第三の点は、港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区内における工事、構築物の建設等の規制を簡素化したこといたしたのでござります。

改正の第四の点は、港湾工事の費用の精算を簡素化したこといたしたのであります。現在港湾工事の費用の精算は、いわゆ

の原価主義によつて行つておりますので、精算事務はきわめて複雑であります。そのため少からぬ時日を要しているのであります。しかし港湾工事の費用の精算については、相手が地方公共団体でありますので、残余物件についてのみ十分監督いたしましたならば、原価主義による必要はなく、支出主義で足りるものと思われます。支出主義によりますと工事費用の精算事務は、非常に簡素化され、手数が省略されます。そのためこのたびの改正では第四十二条に第六項、第七項、第八項及び第九項の四項を加え、工事費用の精算を支出主義によることとし、その反面、工事の結果生じた残余物件については、その使用を規制することにいたしました。またこれに関連して千円以下の端数については、これを切上げ、または切捨てることにいたしました。このような工事費用の精算方法は、港湾管理者が明らか費用の負担を受けて行う工事だけではなく、第四十三条第三項によつて同から費用の補助を受けて港湾管理者がする工事及び第五十五条第二項によつて同が行う工事についても採用することにいたしております。

は特定の港湾におけることは、入港料が、国際的にも大きな影響を持ち、國の利害に關係を持つと考えられるからであります。

改正の第六の点は、公用負担の規定を整備いたしたことであります。従来は公用負担につきましては、損傷者及び受益者に負担金を課することのみが規定されておりましたが、その手続については規定が設けられていないかつたため、平衡の観念に反する負担を課されることもできる反面、負担金を折われぬものには、強制することができない実情でございました。この点につきましては、今回第四十三条の三及び第四十三条の四を改正いたしまして、その手続を慎重にし、その徵収を容易にするとともに、不当な負担を課することを防ぐことにいたしました。さらに第五十五条の二から第五十五条の五までの規定により、港湾管理者に港湾工事の調査、測量のため他人の土地に立ち入り、非常災害時に土地を使用しあるいは住民を防衛に従事させるという、人目的、物的の公用負担を課する権限を与えましたか、これは港湾の開発、保全に支障ならしめることを目的とするので、このため住民の受ける損失につきましては正当な補償を与えることになりましたのであります。以上がこの法律案の概要を述べてございます。

○關内委員長 本案に対する質疑は次回に譲ることといたします。

○關内委員長 次に運輸省設置法の一部を改正する等の法律案及び航空法の一部を改正する法律案を一括議題とし、まず航空法の一部を改正する法律案の概要説明を求めます。荒木政府委員。

○荒木政府委員 航空法の一部を改正する法律案の概要につきまして御説明いたします。

航空法は、昭和二十七年七月に制定されました航空に関する基本法でありまして、航空機の安全性を確保する上に、航空事業の秩序を確立することによつて、航空の発達をはかることを目的とする法律であります。何分この法律が制定されました当時は、戦後七年有余にわたる空白期間の直後であります、わが国の航空界はほとんど活動らしい活動をいたしておらず、また世界各国の航空事情の調査がまだ十分ではなかつたのであります。その後過去一箇年有半の間における航空法運用の実績にかんがみ、また情勢の推移に応じてそれ／＼実態に適合するよう所要の改正をいたす必要が生じたのであります。ここにその一部を改正する法律案を提出した次第であります。

まず第十条の二は、このたび新たに追加した規定であり、運輸大臣が行うる滑空機に限つて、航空検査員にも行うる航空機の耐空証明を、運輸省令で定めさせてることといたしたのであります。この滑空機は、運輸省令におきまして、ブライマリーと定めたいと考へております。三月一日現在登録されております。うち七十三機は初級滑空機俗にいうターニ二十四機、滑空機八十四機、計二百四機であります。このうち初級滑空機のうちのうち百四機は、飛行機九十六機、ヘリコプター二十四機であります。これらの航空機の検査事務は、相当な事務量となっておりますので、このうち初級滑空機俗にい

新たに一条を起し、耐空検査のみならず、修理改修検査又は立入り検査の結果におきましても、当該航空機が第十四条の耐空検査の技術上の基準について適合しなくなるおそれがあるとき、その他航空機の安全性が確保されないと認めるとときには、当該航空機だけではなく、当該型式の航空機全部について耐空証明の有効期間の短縮のほか、効力喪失の停止、指定事項の変更の措置をとり得ることといたしまして、航空機の安全性の確保に万全を期することといたしましたのであります。先般、英國海外航空会社（BOAC）のコメット機が重大事故を惹起いたしましたが、あのようないふな場合にも、この規定によりまして、当該型式全部の航空機の耐空証明書の効力を停止することになるものと存じます。

次に第十六条の改正について申し上げますと、すでに御説明した通り、耐空検査員は初級滑空機の耐空試験を行ふことができるものといたしましたので、その修理改修検査も当然行い得るようになりますが、この点についての改正をいたしましたものであります。

次に、第二十八条第二項の改正は、次の中第二十九条の二の追加規程と密接な関連があるので、御説明の都合上第二十九条の二について先に申し上げたいと存じます。

第二十九条の二は、航空従事者技能証明の限定の変更に関する規定であります。技能証明の限定と申しますのは、第二十五条第一項から第三項までに規定されております通り、定期運航用操縦士、一等航空整備士等の航空從

事者の資格別に行う技能証明につきまして、航空機の種類、等級、型式又は從事することができる業務の種類について限定をすることとされています。空機の種類については必ず限定し、その他については限定をすることとされています。他のものとされているのであります。限定期の効果といたしましては、たとえ定の効果といたしましては、たとえて申しますと、飛行機について限定をされた事業用操縦士の技能証明を有する者は、ヘリコプターの操縦をすることは許されないのであります。しかしてこの限定は、技能証明書の所定の欄に記入されることになつておりますので、限定の変更を認めない限り、理論的には同一資格の技能証明書を航空機の種類、型式等のかわるごとに幾冊も持たねばならぬこととなり、取扱い上、非常な不便を感じることとなつていたわけであります。これをこのたび規定の変更の規定を新たに設けることによりまして、実態に即応せしめることがととした次第であります。

第二十八条の改正は、限定の変更に対するものであります。

第三十九条第一項は、操縦教育證明を航空機の種類別に行うことと改正したものであります。

第三十八条に第四項を追加いたしましたのは、運輸大臣が飛行場の設置を許可するに際して、飛行場の管理運営上の種々の条件を付する必要があるからであります。また第三十九条第一項に第五号を追加いたしましたのは、飛行場設置の申請を審査するにあたりまして、申請者が当該飛行場の敷地について使用権を有するかいかというう

ことは、審査の重要な基準と考えられわるからであります。なお第三十八条の改正に伴いまして、第四十三条第二項を改正いたしました。

次に第四十八条の改正は、たとえば飛行場の施設の一部の管理が第四十七条の技術上の基準に従つて行われてないような場合には、当該一部の施設のみについての供用停止を命じることができることとして、飛行場の機能の保持と航空の安全性確保をはかつたのではありません。なお許可の取消し、または供用停止命令をなし得る場合として、現行の四号のほかに新たに二号を追加いたしました。

次に第五十四条の改正は、飛行場の使用料金についての従来の届出制を認可制に改め、使用料金の適正化を図ることとしたものであり、第五十一条の改正第一項の改正は、第三十九条の改正に伴い、準用規定を整理いたしたものであります。

次に第五十六条第二項の改正は、運輸大臣が飛行場を設置する場合において、当該飛行場の敷地が従前、適法に占有したことと、かゝる当該飛行場の進入表面または転移表面の上に出る高さの建築物、植物その他の物件がないときは、公聴会を開催しなくてもよいこととして、飛行場設置手続の簡易化をはかることにいたしたものであります。

次に第五十六条の二の規定は、運輸大臣は、公衆の利便を増進するため必要があるときは、保安庁の設置する飛行場について、着陸帯その他の施設などを公用の用に供すべき施設として指定することができる。現在民間航行にとって、飛行場の

確保は最大の眼目となつておりますが、国家財政の現状におきましては、民間航空専用の飛行場を十分に設置することはさへめて困難な事情にありますので、将来保安庁が設置する飛行場につきまして、着陸場、エプロン、誘導路等の施設を公共の用に供すべき施設として指定し、一般民間航空機がこれを利用できる道を開いたのであります。

次に第五十七条と第五十八条の改正は、同一の趣旨によるものでありますて、航空機の国籍等の表示の義務及び航空日誌の備えつけあるいは記載の義務は、第十二条但書の試験飛行等の許可を受けた場合にはこれを必要としないことにいたしました。

次に第九十二条に後段を追加することにいたしましたのは、技能証明について限定されている航空機の種類以外の種類の航空機の操縦の練習をする場合には、操縦教育証明を有する者の監督のもとに練習をしなければならないことといたしまして、第三十四条第二項の改正と相伴つて、操縦練習の安全を期することにいたしましたのであります。

次に第九十七条の改正について御説明いたします。改正文はいさかがめんどうな表現をいたしておりますが、これは要するに航空機が飛行計画を運輸大臣に通報しなければならない場合を広めたのでありますて、現行の規定におきましては、航空機は計器飛行状態において、航空交通管制区ないしは航空交通管制権を飛行する場合に、運輸大臣に飛行計画を通報し、その承認を受けなければならないものとされているのでありますが、これを場

周経路飛行その他特定の空域における飛行以外につきましては、有視界飛行状態における飛行の場合にも、すべて飛行計画を通報するよう改めまして、航空機の事故を未然に防止し、万一事故が起きた場合におきましても、その捜索、救助が容易になるよういたしましたのであります。なお国際民間航空条約の付属書におきましても、飛行計画の通報につきましては、当初は現在の第九十七条の改正に伴う当然の改正であります。

次に第二百二十二条及び第二百二十四条の改正について申し上げます。これは、定期航空運送事業あるいは航空機使用を定めたものでありますて、これは第二百七十七条の改正に伴う当然の改正であります。

次に第二百二十六条以下の外国航空機の章に関する規定の改正は、この法案における最も重要な改正点であります。航空法制定当時におきましては、何分戦後七年有余の空白時代の直後でもあり、世界の航空事情を的確に把握し得なかつたために、外国人国際航空運送事業に対する法規制が十分でないという點がありますが、米英などのあります。

他主要国とも航空協定を締結し、かつ世界の航空事情が明確になつた今日、相互主義の原則に従つて、これに対し適正かつ十分な規制をする必要があるのです。この趣旨に基いて、外国航空機に関する規定を相当大幅に改正いたしたのであります。まず第百六条につきましては、第一に、規制の対象となる外国航空機を当該航空機の使用者の国籍によらず、当該航空機の登録国によつて、国際民間航空空条約の締約国、非締約国の区別をすることに改め、第二に、外国航空機は、天候その他やむを得ない事由がある場合以外は、所定の飛行場において離着陸しなければならない旨を新たに追加いたしましたのであります。その理由をいたしましてはまず第一点は、現行第百二十六条の根拠となつてゐる国際民間航空空条約第五条の規定についてICAO理事会の公定解釈が明らかとなつたので、これに従つて、締約国の航空機と非締約国の航空機との区別を当該航空機の国籍によつてすることに改めたものであります。第二点は、同じく国際民間航空空条約に、空港の指定についての規定がありますので、これに従つて新たに規定を設けることにいたしましたのであります。

法律で規定することにしたのであります。これと同様の趣旨からこの規定の次に、新しく四条を追加いたしました。

すなはち第百二十九条の二から第一百二十九条の五までがそれでありまして、これによつて外国人国際航空運送事業者の運賃料金及び事業計画の変更は、国内航空運送事業の場合と同様、運輸大臣の認可を受けなければならぬことに対するとともに、運輸大臣は、必要な場合には外国人国際航空事業者に対する、運賃料金または事業計画を変更すべきことを命じ、あるいは所定の場合において事業の停止または許可の取消しをすることができるものとしたのであります。

もそれべく類似の規定をいたしております。

次に第百三十一条の二は、第八章に國航空機中の各規定による許可または認可には条件、期限をつけ、あるいはこれを変更し、さらに許可または認可の後に新たにこれをつけることができる旨を定めたのであります。

最後に第百三十五条の改正は、技能

正に伴いまして罰則の規定を整備いたしたものであります。

なお附則において、この法律は公布

の日から施行することといたしております。

次に第百三十一条は、同条の次に第百三十一条の二を加えたためにこれに伴う所要の改正をしたものであります。この第百三十条の二について申し上げますと、現行の航空法におきましては、外

国航空機が、旅客あるいは貨物を有償

で運送して本邦へ出入する場合も、こ

れが反復継続して運送事業とみなされない限り、先ほど御説明した第百二十

六条の適用があるだけで、他のプライ

ベートの航空機の出入と同一に取扱うほかはないのであります。この種

の運送行為を無統制に認めるときは、

定期航空運送業務が擾乱される危険が

ありますので、国際民間航空条約におきましても、その第五条第二項但書で、

締約国がこの種の飛行に対して適当な規制を加えることを是認いたしておりまして、この種の運送行為につきましても、事前許可制を採用することにいたのであります。

なお以上の外国航空機に関する規定につきましては、諸外国におきましては、

たすものであります。今運航を開始いたしております日航機についても、聞くところによると、この日航が運航を開始いたしましてから、この航路に当る日航の出先機関と申しますか、それらの設備が海外にないために、この日航機を使用して帰るような希望を持つたものであります。

も浅いものでありますから、日本航空

の方が多い。実際から申しますと、別

に外国の飛行機をけなす必要はないの

ことがあります。日本航空機の方が安全度はいいの

ではないかといわれております。運航

月は大分いい状態になるということで

ありますが、しかし今お話をのように空

港もたくさんある。しかも日本から出

席もたくさんある。それで少しずつ

は増しておりますけれども、どうい

うところです。そういうことになるか。日

の晩は無事に着いたということです。

御飯に招待する会をやるとかいうよう

なことは、みなアメリカの連中の方は

やつておるようであります。そういう

ふうなこと等でまだ少しかゆい

ところに手が届くような状態に日航そ

く、あるいは向うから日本に着くと、

めか、座席がないというようなことで、

日航機に乗れない。ところが実際には

日航機はがらあきで、パン・アメリカン

シなど、ノース・ウエストなど、

こういう外国会社は座席が満員だ、そ

うして常に旅客をとられると、いうこと

で、正當でないような競争が行われて

おるというようなことも聞くのであり

ます。そういたしますとやはりこれら

の航空機、特に日

との運航に関しては、もう少しこの航路に当ります。運航省はどういう指導をされておるのか、一応お尋ねした

ります。それをお尋ねした

方の多い。実際から申しますと、別

に外國の飛行機に乗つて、日航の飛行

機から相談に行つても、おれの方はア

メリカの飛行機で行つた方が安全のよ

うだというようなことを言つて乗る人

の方が多い。実際から申しますと、別

に外國の飛行機をけなす必要はないの

ことです。日本航空機の方は安全度はいいの

もののが行つないと私は思います。

この間から何度もこの問題につきまし

て話をし、閣議のあとでも閣僚に対し

まして、日本の政府の旅行する者は表

向きやかましくする。それでなければ

いかぬということは言わぬが、日本

の飛行機のあることをちゃんと頭に入

れてやつてくれと、ということを懇談した

こともあります。これはもう少し努

めで、その問題をいろいろな面から

も日航の社長と専務と参りましたの

力でいたさなければならぬ。実はけさ

も日航の社長と専務と参りましたの

と同時に、日本人自身の操縦というのも実現するよう、努力したいといふ、きわめて心強い御答弁をいただいておつたのですが、本年度この民間航空機の拡充計画について、どういう御計画をお持ちでありますか、一応承りたいと思います。

○荒木政府委員　来年度二十九年度に  
おきましては、計画としましてはサン  
フレンシスコまで行きましたアメリカ  
カ・ルートを南米まで延ばしたい。そ  
れから西の方はパンコックくらいまで  
行きたい、こういうことで飛行機の手  
当その他のをいたしております。人員の  
点につきましては、非常に高い給料を  
払つておるわけでありまして、一刻も  
早くこれを日本人に置きかえたいとい  
うことで努力いたしておりますが、何  
しろ長い間の空白と大型の飛行機、そ  
れから航法がすつかりかわつております  
ので、一挙に持つて行くことができ  
ない。特に一番困りますのは、バイロ  
ットは世界中どこに行きましても、太  
体目よりも耳で飛ぶ場合が多いわけで  
ありますが、耳から入つて来ますのは  
英語でありますし、そこで腕前と英語  
の方とがマッチいたしませんので、思  
うように進まないで悩みを感じてい  
る。特に語学が日本人にとりましては  
絶大な障害になつておるわけであります  
。しかし逐次養成をいたしまして、  
現在国内線におきましては、チーフ・  
バイロットとコ・バイロットがおるわ  
けであります、コ・バイロットは全  
部日本人に直して飛んでおります。今  
年秋ごろまでにチーフ・バイロットを  
ましては遺憾ながらバイロットは全  
日本人に置きかえたいということで今  
準備を進めております。国際線につき  
ましては遺憾ながらバイロットは全

アメリカ人であります、乗つておりますが、ナビゲーターと申しますか、航空士、それからフライト・エンジニア、機関士というのでありますよ。クルーの中にはそういうものも乗つておりますが、まず国内線を全部日本人にして、そうして国内線のチーフ・パイロットを国際線のコ・パイロットにしております。なおスチュアード、スチュワードが日本人であります。ナビゲーターと申しますが、相当に日本二つの職種につきましては相当に日本本人を使つております。なおスチュアード、スチュワードを持つて行く計画をしておるわけであります。

○山口(丈)委員 航空機の整備関係について、これはたしか運輸大臣が参議院からどうかで御答弁になつたのですね。いか、何かそういう関係で見たと思らうのですが、聞くところによりますと、この国際線に航空機を整備するため、英國のジェット旅客機ですか、これを買ひ入れて国際線に使用したいといふ意向で、もうすでにその交渉がなされておるというよう聞いておるのですが、これは事実であるかどうか。それから今の説明を聞きまして、長年空白状態に置かれましたために、日本の航空法についても非常によく立ち遅れがあつて、外団人の操縦士たると、長年空白状態に置かれましたために、日本の航空法についても非常に至らない、こういうような事態にありますから、一氣に入れてわざ／＼高価な操縦料を払わなければ、日本の航空機というものは飛べない。また航空機自体も日本ではまだまではまだ／＼生産するに至らないときでありますから、私はこういう空機のうちでも最もこれは高度な先端を行く航空機でありますから、一気に行つておられます。

実情に沿わないいうらみがあるのではないか、もしこういう高度なものの一気に入れて、はたして日本人がこの空白を克服するために今行つておりますいろいろの訓練、あるいは国内航空技術の実情から見まして、非常に高度に科学化されております航空機を、日本人自身が使用し得るような技術を修得することができるものであるか。また今申しましたように、それらの点から見まして実情に即するものであるか、こういったところの大臣の見解をひとつお尋ねいたしたいと思うのであります。

けであります。飛行機そのものはまず安心だと思えるのでござりますが、これに対する訓練、これはやはり初めは本人の飛行士をアメリカ航路でだんだんならしておると同じような意味において、訓練をして行くということによつて、飛行機は飛ばすことができるだらうと思つております。なお詳しくは航空局長から申し上げます。

○荒木政府委員 コメントにつきましてはいろいろ言われておるようであります、現在までにコメントが一九五二年に商業飛行に使われ出しましてから、七回の事故を起しております。二回は軽微な、事故というほどの事故ではなくございません。あと五四回でございますが、その中でこの間、一月の末でございましたか、エルバ島の沖で落ちました。した分については、まだはつきりしたイギリス政府からの発表は出ておりませんけれども、その前のものにつきましては、二回はバイロットの操縦が悪くて、非常に足の速い飛行機を急に頭を上げたために、プロペラでございませんので失速状態を起して事故を起しました。それから去年の五月にカルカッタの付近で起きました事故は、これは当時の気象ではよくわかつておつたわけでありましたが、当時あの場所であのくらいの高さまで疾風の渦巻があるそうちにつつ込んで行つたという、気象のキヤツチができなかつたためいうふうな状態でござります。そういうことになつております。なお最

ても、それ／＼商業航空としてのジエットをつくるべく非常な努力をいたしました。そこで、今試作を急いでおります。しかしこういう大きい飛行機でありますと、設計をして、試験飛行をし、売りに出すまでには短かくても五年を要するのであります。相当アメリカの方は遅れることと考えております。なお余談になりますが、この商業航空機に関しましては、これが相当多量につくられませんと、値段が非常に高くなるわけであります。従いまして現在世界の、ヨーロッパ側を除きまして、国際民間航空の定期に使われております飛行機は約三千機あるわけであります。そのうち七五%はアメリカ製、一八%はイギリス製、現在日本でできております。航空会社は十一社ござりますけれども、イギリス製のものを使っておるの飛行機であります。アメリカ製の飛行機を買って来て十分に採算をとつておるわけであります。特に日本のごときは、人件費が安くて、しかもなお乗組員としての優秀の素質を持つておるということをございますので、遅れてスタートしました日本としましても、第二の段階としてすでに飛んでおりますことを用いるということは、必ずしも冒険的なことではない、こういう

○山口(丈)委員 今のお説明を聞きまして、このコメット機の性能あるいはその優秀性といふものについては、英國のような不撓不屈の精神で、非常な熱心さをもつて研究を持続して製造するものでありますから、またそれについても、それは各国の信頼を得ておるのでありますから、私どもとしましてもそれに信頼を置かないというのではなくて、私の心配しますのは、あまりにも機が高度な性能を有しておりますために、空白がなくてすと航空事業を継続していた国の操縦士においても、今まで事故を起しておりますのは、主として航空技術にあるように考へるのであります。そうすると日本は、現在使用しております飛行機でもなおかついろいろの点において、日本人自身で操縦することもまだ単独では不可能のような事態にあると考えますと、なほさらに国際戦において競争をいたしました場合には、その飛行機とともに人の優秀といいますか、技術の優秀性が信頼されなければ、私は国際戦上では競争は不可能だと思いますが、そういううえで実情に即するお考えになつて、そういう計画を立てられるのかどうか、これをまず第一点として聞いておきたい。

○荒木政府委員 第一の問題でござりますが、なるほど遅れてスタートしたのだから、そういうジエット飛行機などに飛びつかないで、ピストン・エンジンのありきたりのものから逐次やつて行つた方がいいじゃないかというような考え方もあるもちろんあるわけであります。われ／＼の中にときましても、もちろんそういう考えはございます。日航の中にもそういう考えはございます。そこでその経済性の面、それから技術上の安全性の面といふような点に関しまして、諸点を厳重に検討いたしました結果、これならやつて行けるということでこれが注文をいたしたわけですから日本人で全部やつてしまふというわけには參りませんけれども、ピストン・エンジンを運航すると同様程度においてはこなせるという考え方を持つてスタートしたわけであります。

第二の点でございますが、これは資金計画といたしまして、来年度計画、再来年度計画をにらみ合せまして、それからルートといたしましては、ひとまずの目標といたしましては、西はロンドンまで、東は南米のサンパウロまで、それからフィリピン、シンガポール、ジャカルタ、それから朝鮮というものを一応のめどといたしまして、これだけのルートをやるということを考えておるわけでございます。これはもちろん一擧にはできませんので、二、三年を要することと考えております。

このための所要資金をいろいろ／＼勘定いたしまして、飛行機その他の点を考慮いたしますと、大体資本金としては六十億円程度が必要となることになるわけであります。そこで現在は二十億円でござりますので、来年度におきましてはそれを倍額増資いたしまして、四十億円にて行くという計画でございます。その一応の目標いたしましては、民間で出資するといふ点であります。

ますが、そのプライマリーのグライダーについても飛行機と同じよう、現在航空局の職員が耐空検査をいたしまして、耐空証明を出しておるわけであります。が、御存じのようにプライマリは、空にそう高く上つてゐるわけではございませんし、できればこの耐空検査ということ省略をして行つてもいいのじやなかろうか、こういう意見もあるわけでござります。しかしまだ初期の段階でもござりますし、また各國でもこれを野放しにいたしておりますので、まず中間の段階といたしまして、プライマリーについては役所が一々検査をしなくとも、役所が整備士の資格のある人とか、プライマリーをある程度つくつたことのある人を耐空検査員に指定いたしまして、その人の検査でも飛ばしてよろしいということにいたしまして、検査の簡素化をはかると同時に、このプライマリーをつくりつておりますところが方々にござりますので、一々役所から出向いて検査をするのもいいというふうにしまして、実情に即した簡素化をはかつた次第でございます。しかしそうすることによつて危険が起るがという御心配もあると思ひますが、まずプライマリーでございましたら、そういう危険はなくて済むのじやなかろうか、こういふふうに考えております。

隊——自衛隊ということにはまだなつたのであります。この保安隊の飛行場に着陸する、その着陸施設を公共の用に供するためには、なかなか飛行場を使つておるものは、アメリカと行政協定に基いて並用しておるのであります。しかし現在日本の保安隊が独立して持つてある飛行場は幾らくらいあるのか、あるいはまた保安隊として飛行場を使つておるものは、アメリカと法律的にはできませんが、それは支障のないものであるかどうか、あるいはそれが、そういう点について、これは支障のないものであるかどうか、あるいはそれらについては、この法律をそのまま適用して、法律上少しも支障のないものかどうか、私はそういう点に疑念を持ちますので、お伺いしたいと思います。

されば、問題になつております北海道の札幌のところの丘球とかあるいは小月とかいうようなところは、すでにこちらに返還になつておりますて、こういう飛行場は保安隊がこれを使いたいという希望を持つておる。本来申しますと、民間の飛行場と保安隊で使う飛行場とは全然別にいたしまして、関係のないことにして、シヴィルの飛行場をつくるということが望ましいのであります。特にアメリカ等の広いところにおきましては、軍用飛行場とシビルの飛行場とは区別しております。しかしわが国におきましては非常に狭い土地でござりますので、保安隊の飛行場、それから民間航空の飛行場といふように分立することは実情に合いませんので、保安隊が整備して飛行場を共用するということで、こういう話合いをつけた次第であります。今御指摘の通りましたような飛行場、すなわち米軍の専用しておる飛行場は相当ござりますが、そう近く返還される見込みもございませんので、そういうふたつの飛行場につきましては、改正規定は適用することができない。こういうことになつております。

す。たとえてこれを大阪の近郊にとつてみますと、伊丹の飛行場は純然たる民間飛行場として発足いたしたものであります。たとえば、昭和十六年の大東亜戦争が始まりまして以来、陸軍あるいは海軍があそこを使用することになり、その後終戦を迎えて、アメリカがあそこに進駐して参つて、ほとんど民間航空飛行場としての機能を停止するような状態になり、今、日航機はあそこには着陸をいたしておりますのでありますけれども、一向にその後施設の返還がなさい。返還を確約されるけはいがない。そこで飛行場は、またくその地方においては飛行場誘致問題であるとか、非常に問題が派生しつつある、こういうような状況にあるのでございまするが、一体こういった民間飛行場であつたものを軍用飛行場としてアメリカが専有していたおものは、どのように本年度は返還されるか、そういうふた計画性あるいは見通しがあるかどうか、こういつたものをひとつお聞かせ願いたいと思います。

望が持てないということであります。  
○山口(丈)委員 今聞いてみると、去年私が質問をして答弁をいただいたのは、非常にかわって来たよう實は思つたところはぜひとも早急に返還をしました。その後一向に返還されないのみか、私どもの地方の一飛行場を見ましても、大問題をかもしつつある。こういうことでは私は放置しておけない。従つてもう少し強力にこれを推し進められるべきではないかと思いますが、政府においてはその用意がないのか。また今言明されておるところによりますと、一、二の飛行場について返還してもらえるよう努効中であるというような御答弁がありましたが、それでは一体その飛行場はどこへか、支障がなければこの際明らかにしていただきたいと思います。

○山口(文)委員 私はまだこの航空に関する問題についても、いろいろ御質問を申し上げたいのですが、本日は本会議等の時間も迫つておることあります。そこで、私はまず、内就航の飛行機の機種は、ただいまどういう種類のものを使つておるか、やつとお知らせ願いたいと思います。

○荒木政府委員 現在定期航空に使つておりますのは、最近一機買つて七機までございますが、DC 4型であります。

○山崎(岩)委員 札幌方面へ飛んでおる飛行機もその種類ですか。

○荒木政府委員 全部DC 4型であります。

○山崎(岩)委員 DC 4型の生命は二体どのくらいあるのですか。

○荒木政府委員 飛行機も使いようによりましては非常に寿命が長いのであります。正確には覚えていませんが、減資償却の点からいいますと、現法上では八年になつております。実際には十年も十四、五年くらいも使えると思います。

○山崎(岩)委員 どうも北海道千歳方面へ行く飛行機は、かけがえがないために修理が不行届きで、どうも危険で乗れないという話があるのですが、そういう話を聞いたことはございませんか。

○荒木政府委員 そういうふうな話を耳にしまして、私は日航の諸君を呼びまして、もし危険であるならば欠航していいから、無理して定期に飛行して

飛行機については安全性を唯一の生命とし、しなければなりません。また航空局の行政の中核も、何と申しましても航空の安全性ということを第一主眼として、電気まわりの悪いところがあつたときに、アメリカ人のパイロットは飛行しましては、かつて検査の過程において、空局としては無理に押えて、嚴重なる抗議を申し込んだことがあります。さような場合には私の責任において、飛ばすことを許可しないわけでございます。その点につきましては、私は十分の注意を払い、責任を持つてやつております。おわけでござります。

○山崎(岩)委員 局長の御確信のあるところのお話を承りまして安心したわけですが、どうか人命に直接関係があることですから、今後とも十分御監督のほどを願います。

○荒木政府委員 グライダーが航空思想の普及、青少年のスポーツといったましてきわめて効果があるものであつたことがありますか。何もまだ腹案はございませんんでしようか。

部省の方におきましても、非常に残念なことでございますが、これができないといふことになつております。戦後の規定がそのままになつておりますので、われわれもいたしましては、こういった航空思想の普及という見地におきまして、予算をとりまして大々的にやりたいというふうにも考えますけれども、現在では遺憾ながら予算がとれません。そこで各新聞社あるいは航空協会等が力を入れて、また文部省の方でもこれを奨励するということでやつておりますので、さしあたりのところはそれで行くよりはかなかろうと考えております。

して来年度の予算に航空機乗員養成の機関として、航空大学を設置する予算を計上することができましたので、運輸省設置法にその規定を入れるべく、ただいまその審議を仰いでおるわけであります。十分努力をいたしまして、皆さんの御期待に沿いたいと考えております。  
○**關内委員長** 残余の質疑は次会に譲ることといたします。  
次会は明二十四日午前十時より開会することといたし、本日はこれにて散会いたします。

10. The following table summarizes the results of the study. The first column lists the variables used in the model, the second column lists the estimated coefficients, and the third column lists the standard errors of the estimates.

昭和二十九年三月三十一日印刷

昭和二十九年四月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局